

# 安全振興会会費減額申請のお知らせ

2014（平成26）年10月6日（月）

1. 以下の「資格基準」にあてはまる生徒は、年度当初納入した「安全振興会」の会費（1200円）が減額となります。
2. 会費の2分の1が減額されますので、600円が後ほど「各自の年次費の中」に戻ることになりますが、申請を受けるためには、それぞれの証明書を役所でもらう必要があります。証明書をもらうために、交通費がかかり、赤字になる可能性もあります。
3. 必要な出費金額と返金の600円との差額を計算し、少しでもプラスになり、申請を希望する生徒は、職員室に来て、最初に「担当の小曾根」から「申請書」を受けとって下さい。そして必要事項を記入し、証明書を添えて、申し出て下さい。

## 会費減額申請資格基準

この基準において、本会の会費減額に係る運営規則第10条の対象とする場合は、次の各号に定める者とする。

- (1) 県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号）第7条第1項の規定により入学検定料等が免除される者
  - ① 経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受け、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税の所得割が非課税となる総所得金額等（以下「非課税限度額」という。）の1.5倍以下となる者
  - ② 生活保護法に基づく保護を受けている者
  - ③ 生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者
- (2)
  - ① 県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則第7条第3項の規定により入学検定料等を免除される者
  - ② 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

☆「申請書」と各「証明書」の提出しめきり 10月17日（金）  
担当 小曾根